

乙訓2市1町 高齢者の配食事業を比較

乙訓の2市1町でも配食サービスは準備されています。しかし、その内容は千差万別です。みなさんはどこの行政がすぐれていると思いますか？身体が不自由な高齢者が自宅で安心して暮らすには「見守り」と「適切な」栄養の確保が欠かせません。

大山崎町

長岡京市同様に要介護認定かチェックリストで支援が必要と判断された人が対象です。そしてその目的は見守りが必要な人に見守りを行う事です。費用はサービス提供事業者の定める配食費用の3分の1または300円のいずれか低い方が扶助されます。回数は毎日1食、週7日までとされています。

長岡京市

要介護認定かチェックリストで支援が必要と判断された人が対象です。そしてその目的は見守りが必要な人に見守りを行う事です。費用は320円を上限に扶助されます。一日一回、週7日の配食が可能です。

利用者は市の登録業者から自由に選べます。そして食形態もその業者の持つものなら自由に選択ができます

向日市

独り暮らし、高齢者のみの世帯、昼食又は夕食の時間帯に独り暮らし又は高齢者のみの世帯が対象です。利用者が支払う負担額は1食あたり480円。回数は週に4日のみ利用可能です。

業者を選択することはできません。食形態も限定的です。今、重度の障がいを持つ方が在宅にいます。その人たちの食べられることのできる食形態の提供が出来ない事、回数が他自治体と異なり少ないことは改善が必要ではありませんか？

大山崎町の運用は重大な問題があります。介護保険の在宅サービスを利用した日は利用出来ない。大山崎町は在宅サービスを利用している日は「見守り」がされたと判断し、配食は不要というのです。この主張では重度の障がいを持つ高齢者はほとんどこの制度を利用出来ません。重度の方が自宅で暮らすには様々な在宅サービスが毎日入らなければ安全な生活は確保されません。そして重度の方ほど急変のリスクは多くあります。

わたしたちが支援するAさん。 要介護5です。1日に何度もヘルパーが訪問します。そしてデイサービスも週3回利用。介護のサービス入らない日はありません。より重い障がいがあるから、見守りも何度も必要です。身体介護が主で、食事を作る時間はありません。なのに、配食サービスは使えません。

その人たちの安全な生活を守るためになぜ配食を認めてくれないのでしょうか？より重度の障がいを持つ人がより多くの支援を必要とするのはあたりまえです。その人たちが使えないような制度はおかしくありませんか？

きょうと福祉倶楽部が2市1町を比較して、最も優れているのは長岡京市、次いで向日市、最も利用が難しいのは大山崎町と判断します。向日市には食形態の選択肢を増やし、せめて1日1食の提供、費用負担を軽減する工夫を求めます。大山崎町は要綱にも根拠を示せていない利用制限はやめて、見守りが必要な人が利用出来る運用を求めるものです。



有限会社 おとくに福祉研究所

きょうと福祉倶楽部

☎075-958-2560